

平成 29 年 度

第 2 回

定期監査報告書

< 子ども家庭部 >

子 育 て 支 援 課

保 育 課

児 童 青 少 年 課

小 金 井 市 監 査 委 員

(写)

小 監 発 第 7 号

平成30年4月27日

小金井市長 西 岡 真一郎 様

小金井市議会議長 五十嵐 京 子 様

小金井市監査委員 重 永 邦 敏

同 露 木 肇 子

同 紀 由 紀 子

平成29年度第2回定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、平成29年度第2回定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙「定期監査結果報告書」のとおり報告します。

なお、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を同条第12項の規定により通知願います。

定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査

2 監査の対象

子ども家庭部（子育て支援課、保育課、児童青少年課）、行政監査は「市の附属機関である委員会、審議会及び会議等の運営状況について」とする。

3 監査の範囲

平成29年4月1日から平成29年11月30日までの事務事業を中心とし、必要に応じてその前後とした。

4 監査の方法

子ども家庭部所管の事務事業が関係法令に基づき、適正かつ効率的に執行されているかを主眼とし、書類審査及び関係職員からの説明聴取その他必要と認める方法により、本監査を実施した。

5 監査の期間

平成29年11月30日から平成30年2月23日まで

<実施年月日等>

実施年月日	時間	監査の対象	場所
平成30年 2月9日(金)	9:00～11:00 13:10～15:10	保育課 子育て支援課	監査委員室
2月13日(火)	9:00～11:00	児童青少年課	監査委員室
2月14日(水)	9:00～15:45	備品・郵券等検査	各課
2月15日(木)	9:00～11:05	備品・郵券等検査	各課
2月16日(金)	9:30～10:20	備品・郵券等検査	各課
2月20日(火)	9:05～11:20	備品・郵券等検査	各課
2月23日(金)	13:20～14:20	備品・郵券等検査	各課

第2 監査の結果

1 概 評

監査対象とした子ども家庭部子育て支援課、保育課、児童青少年課の予算執行状況は別表のとおりで、計数の誤りは認められず、事務事業についても、おおむね、適正に執行されていると認められた。

なお、予算執行状況のほか、執行体制とその事務取扱の一部に、検討、改善が必要と認められる事項が見受けられたので、以下に述べる。

2 検討要望事項等

(1) 過年度収入における調定事務について（子育て支援課）

子育て支援課における定期監査を実施するに当たり、歳入予算差引簿を確認したところ、過年度収入の児童手当と児童扶養手当返還金の調定と収入事務において、定額での調定と収入事務が見受けられたところである。

このため、これらの調定及び収入事務に対する実態調査を行ったところ、これらの手当の返還金については、返還命令請求を行った返還金総額を、分割返納している債権管理を行っていたものの一部であり、返納の都度、返納された金額分のみの調定及び収入の事務手続を行っていることが明らかになった。

現在の事務取扱では、返還金総額における収入未済額があっても、財務会計上、収入未済額として計上されていないこととなり、つまり、市が有する債権としての金額が計上されていないことになることから、財務会計上は、返還金総額を過年度収入となる金額として全額調定し、調定を行った会計年度中に収入できなかった調定額を収入未済額として決算を行い、その額を、翌年度会計において再度調定、債権管理を行っていかなければならないものであると考えられる。

今後、新公会計制度が導入されることもあり、このような返還命令請求に伴う返還金に対する債権としての認識が、一層求められてくるものと考えられるところでもあるので、現在行っている事務処理方法を早急に改めるとともに、債権管理に対する認識を深め、適切な調定及び収入事務に努められるよう、要望する。

(2) 役務費における郵便料の予算執行のあり方について（子育て支援課）

定期監査においては、毎回、郵便切手等受払簿における郵券の枚数及び金

額の管理状況を確認しているが、子育て支援課における事業の一部において、年度当初における前年度からの郵券の繰越金額と枚数を確認したところ、当該年度の郵便料の予算額より多い金額が繰り越されているとともに、郵便切手の繰越枚数についても、年度当初からしばらくの間は、事務事業の執行に当たっては、繰越した枚数によって、支障なく事務事業を行える状況が見受けられたところである。

しかし、そのような状況下であるにもかかわらず、年度当初の時期に、予算措置が行われている郵便料の予算額を、全額執行して郵券を購入しており、平成29年度の郵便切手等受払簿の使用状況を見るに、購入枚数（金額）と時期について、事業の拡大等、特別大きな変動要因がなければ、郵券の使用状況は大きく変わるものとは考えにくいことから、過去の郵便切手の使用実績に応じた見込みを考慮した上で、不足が見込まれる適切な時期に、必要とされる分の枚数（金額）を購入する予算執行事務とすることが、真の予算措置に対する効果的かつ適切な予算執行になるのではないかと考えられる。

今後は、過去の郵券の使用実績データについて、分析、研究及び検証を行い、適切な時期での効果的な予算執行となるように努め、引いては、予算編成方針では、郵便料については、前年度決算ベースの5%減での要求とされているものの、弾力的な予算要求の在り方についても、併せて検討を行われるよう、要望する。

(3) 小金井市私立幼稚園協会補助金交付要綱の見直し等について（保育課）

小金井市私立幼稚園協会補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条においては、補助対象事業となる範囲が規定されており、その第4条においては、その範囲に対する補助金の使途となる費用の内容及び補助金の額等が、別表で規定されている。

しかしながら、別表に規定された補助金の使途範囲については、「～に要する費用」、補助金の額等については、「毎年度予算の範囲内で定める」との規定にとどまっていることから、補助対象とする用途の詳細や、具体的な補助対象となる経費の基準が、具体的なものとして、どのような用途の経費が補助対象となるのか、その対象範囲とする用途の詳細と基準を明確化する必要がある。

交付要綱の基本原則となる小金井市補助金交付規則（以下「交付規則」という。）では、その第3条第2号において、補助金の交付に当たっての公正性

の原則として、「補助金等の交付は、明確かつ具体的な目的と対象に対して公正に行われ」と規定されているところでもあり、今後、規則の趣旨に沿った補助金の執行を行う意義からも、交付要綱第4条で規定された別表の見直しを図られるよう、要望する。

なお、保育課においては、補助金の種類や数も多いことから、補助金の対象となる事務事業の実績報告に伴う補助金の支出、すなわち、予算の執行に当たっては、交付規則第4条に定められた職員の責務として、補助対象となる経費の内容精査を的確に行い、補助金額の支出事務に遺漏のないよう留意し、適切な予算執行事務となるよう、努めていただきたい。

(4) 備品の保守点検及び修繕等について（保育課）

保育課においては、所管する重要備品となっている保育園の冷暖房機が、8月に故障して使用不能となり、年度途中で流用を行い、新たな冷暖房機を購入しており、また、湯沸し器等にも老朽化が見受けられ、修繕が高額、または不能となる事態も懸念される場所である。

保育園における事務事業の推進に当たっては、所管する備品において、事故や支障がないよう、日頃より常時使用できるように整備点検を欠かさず、管理を行うよう努められるとともに、老朽化した備品については、費用対効果及び減価償却する耐用年数も考慮し、速やかに適切な時期に修繕を実施、あるいは、備品の更新の計画を立案し、保育園における円滑な事務事業が推進できるよう、適切な備品管理事務の執行体制の確保を要望する。

(5) 備品購入に係る契約事務手続について（保育課）

保育課においては、1件の支出予定額が8万1,000円の備品である保管庫の購入時に、小金井市契約事務規則（以下「規則」という。）第71条の2第3号の規定に基づき、課において行うことができる随意契約、いわゆる主管課契約によって備品を購入しているが、その契約方法において、一者随意契約（以下「一者随契」という。）によって、契約締結している案件が見受けられた。

小金井市契約事務取扱要綱（以下「要綱」という。）第6条第1項では、一者随契をすることができる範囲を、契約目的ごとにその金額を定めているとともに、例外的に、それ以外の事由によって一者随契のできる場合として、競争

入札の不調、特殊物件の契約、その他緊急の場合、見積合わせが困難な場合、一者随契を行うことが有利な場合などの事由を、その第6号から第9号において定めているが、第2号においては、「備品については、1件の支出予定額が5万円以下の購入契約」と規定されているところである。

このため、契約に当たっての特別な事由等がないか、保育課への事情聴取を行ったところでは、一者随意契約としたその理由については、早期納品のみを目的としたものであったため、今回の備品の契約手続においては、一者随契とすることのできる契約範囲には馴染まないものと思慮できる契約案件であった。

いわゆる主管課契約によって、契約できる範囲の拡大については、平成27年8月1日から実施され、主管課における契約締結の裁量権が拡大されるとともに、契約事務の効率化が図られ、一者随契についても一部改正が行われているところであり、今後、主管課における契約手続を進めるに当たっては、保育課内部の組織体制において、規則及び要綱の規定に沿って、適正な契約事務の執行が行われるよう、精査、確認の徹底を行われたい。

(6) 受益者負担のあり方（保育所運営費保護者負担金・学童保育育成料）について（保育課・児童青少年課）

保育所運営費保護者負担金（以下「保育料」という。）に係る現年度の収納率については、平成27年度決算までの3年間では、年々徐々に低下しつつあったが、平成28年度においては上昇に転じ、保育料、学童保育育成料（以下「育成料」という。）とともに、催告、督促以外での滞納整理の方策が、滞納に対する有効な方策として機能しつつあるものと考えられる。

しかし、定期監査資料として提出された資料を見るに、平成25年度から平成28年度までの保育料と育成料の、滞納繰越に対する収納率の平均は、10%未満という数値にとどまっており、過年度分に対する滞納に対しても、保育料、育成料を負担している保護者間の公平性にかんがみ、さらに滞納額が増加することのないよう、具体的な解決策の推進に早期に着手するとともに、引き続き、粘り強く取組む必要がある。

また、収入未済となっている保育料及び育成料が、不能欠損に至るまでの過程に際しては、電話や文書などによる催告によって、収入未済の解消に至る取組みには努められているが、不能欠損の理由に至らしめる事務処理のあり方

と整備に、安易な不能欠損処理と受け取られないよう、今後の研究課題があるのではないかと考えられる。

厳しい財政状況の改善を目的に、一層の歳入確保に向けた更なる取組みの成果が、全庁的な傾向として見受けられている中、現年度の滞納対策が有効なものとして機能し始めたところでもあり、今後は、滞納繰越分に対する取組みに対しても、更なる収納率の改善と向上に努められたい。

予算の執行状況 【子ども家庭部】

(平成29年11月30日現在)

[子育て支援課]

一般会計 歳入

(単位：円)

予 算 科 目				予算現額	調定済額	収入済額	収入率 (%)			
款	項	目	節				対予算	対調定		
11 分担金及び負担金	1 負担金	2 民生費負担金	3 児童福祉費金 負担金	173,000	0	0	0.0	—		
13 国庫支出金	1 国庫負担金	1 民生費国庫負担金	2 児童福祉費金 負担金	8,617,000	2,960,324	2,960,324	34.4	100.0		
			3 被用者児童手当 負担金	320,667,000	192,386,000	192,386,000	60.0	100.0		
			4 非被用者児童 手当負担金	39,000,000	26,000,000	26,000,000	66.7	100.0		
			7 被用者小学校修了前 児童手当負担金	386,700,000	232,008,000	232,008,000	60.0	100.0		
			8 非被用者小学校修了前 児童手当負担金	79,967,000	53,306,000	53,306,000	66.7	100.0		
			9 児童扶養手当給 付費負担金	60,166,000	51,452,294	51,452,294	85.5	100.0		
			10 中学生児童手当 負担金	126,666,000	77,944,000	77,944,000	61.5	100.0		
			11 特例給付負担金	130,000,000	69,332,000	69,332,000	53.3	100.0		
			2 国庫補助金	1 民生費国庫補助金	2 児童福祉費金 補助金	79,317,000	0	0	0.0	—
			14 都支出金	1 都負担金	1 民生費都負担金	2 児童福祉費金 負担金	149,828,000	97,010,000	97,010,000	64.7
3 被用者児童手当 負担金	34,667,000	23,108,000				23,108,000	66.7	100.0		
4 非被用者児童 手当負担金	9,750,000	6,500,000				6,500,000	66.7	100.0		
6 被用者小学校修了 前児童手当負担金	96,675,000	64,446,666				64,446,666	66.7	100.0		

(14都支出金)	(1都負担金)	(1民生費都負担金)	7	非被用者小学校修了前児童手当負担金	19,992,000	13,326,666	13,326,666	66.7	100.0		
			8	中学生児童手当負担金	31,666,000	21,106,668	21,106,668	66.7	100.0		
			9	特例給付負担金	32,500,000	21,666,000	21,666,000	66.7	100.0		
	2	都補助金	2	民生費都補助金	2	児童福祉費補助金	808,071,000	138,527,000	138,527,000	17.1	100.0
	3	委託金	2	民生費委託金	4	母子父子女性福祉資金事務委託金	2,779,000	2,780,380	2,780,380	100.0	100.0
19諸収入	5雑収入	1	過年度収入	1	過年度収入	0	103,500	103,500	—	100.0	
		7	ホームヘルプサービス事業収入	1	ホームヘルプサービス事業収入	44,000	17,460	17,460	39.7	100.0	
		8	乳幼児医療費受入金	1	乳幼児医療費過誤払受金	0	3,180	3,180	—	100.0	
		9	義務教育就学児医療費受入金	1	義務教育就学児医療費過誤払受入金	0	8,229	8,229	—	100.0	
		10	ひとり親家庭等医療費受入金	1	ひとり親家庭等医療費過誤払受入金	0	250	250	—	100.0	

一般会計 歳出

(単位：円)

予 算 科 目				予算額	流 充 用 等 増 減 額	予算現額	執行済額	執行率 (%)	
款	項	目	節						
3 民生費	1 社会福祉費	1 社会福祉費 社 総 務 費	11	需用費	1,000	0	1,000	864	86.4
			12	役務費	12,000	0	12,000	3,555	29.6
			13	委託料	3,000	0	3,000	0	0.0
	2 児童福祉費	1 児童福祉費 児 総 務 費	1	報酬	11,290,000	0	11,290,000	6,780,174	60.1
			7	賃金	5,854,000	0	5,854,000	3,180,980	54.3
			8	報償費	1,506,000	0	1,506,000	795,900	52.8
			11	需用費	3,414,000	0	3,414,000	2,733,566	80.1

(3 民生費)	(2 児童福祉費)	(1 児童福祉費)	12 役 務 費	4,656,000	0	4,656,000	3,548,677	76.2
			13 委 託 料	60,881,000	0	60,881,000	38,849,232	63.8
			14 使用料及び賃借料	191,000	0	191,000	123,233	64.5
			19 負担金補助及び 交 付 金	2,248,000	0	2,248,000	2,248,000	100.0
			20 扶 助 費	2,224,664,000	0	2,224,664,000	1,481,008,009	66.6
		2 児童措置費	12 役 務 費	1,000	0	1,000	0	0.0
			13 委 託 料	161,000	0	161,000	0	0.0
			14 使用料及び賃借料	15,000	0	15,000	10,110	67.4
			20 扶 助 費	17,606,000	0	17,606,000	383,222	2.2
		6 ひとり親福祉費	1 報 酬	2,464,000	0	2,464,000	1,652,784	67.1
			7 賃 金	73,000	0	73,000	71,440	97.9
			8 報 償 費	36,000	流 △ 4,000	32,000	9,720	30.4
			9 旅 費	0	流 4,000	4,000	3,740	93.5
			11 需 用 費	252,000	0	252,000	112,667	44.7
			12 役 務 費	145,000	0	145,000	71,548	49.3
			13 委 託 料	3,519,000	0	3,519,000	585,995	16.7
			14 使用料及び賃借料	655,000	0	655,000	361,368	55.2
			19 負担金補助及び 交 付 金	4,350,000	0	4,350,000	1,785,400	41.0
			20 扶 助 費	22,566,000	0	22,566,000	14,939,937	66.2

[保 育 課]

一 般 会 計 歳 入

(単位：円)

予 算 科 目				予算現額	調定済額	収入済額	収入率 (%)	
款	項	目	節				対予算	対調定
11 分担金及び負担金	1 負担金	2 民生費負担金	3 児童福祉費金	393,221,000	427,798,100	250,483,020	63.7	58.6
12 使用料及び手数料	1 使用料	2 民生使用料	1 民生使用料	13,176,000	11,018,450	7,606,950	57.7	69.0
13 国庫支出金	1 国庫負担金	1 民生費国庫金	2 児童福祉費金	564,399,000	329,317,228	246,987,921	43.8	75.0
	2 国庫補助金	2 民生費国庫補助金	2 児童福祉費金	95,615,000	0	0	0	—
14 都支出金	1 都負担金	1 民生費都金	2 児童福祉費金	282,199,000	263,473,000	175,649,000	62.2	66.7
	2 都補助金	2 民生費都補助金	2 児童福祉費金	413,627,000	212,931,000	212,931,000	51.5	100.0
19 諸収入	5 雑入	6 雑入	1 雑入	12,937,000	8,218,720	7,214,630	55.8	87.8

一 般 会 計 歳 出

(単位：円)

予 算 科 目				予算額	流 充 用 等 増 減 額	予算現額	執行済額	執行率 (%)
款	項	目	節					
3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉費	1 報酬	6,675,000	流 △ 12,000	6,663,000	3,992,625	59.9
			7 賃金	2,310,000	0	2,310,000	831,460	36.0
			11 需用費	1,238,000	0	1,238,000	716,899	57.9
			12 役務費	1,332,000	0	1,332,000	761,418	57.2
			13 委託料	8,522,000	0	8,522,000	4,518,000	53.0
			18 備品購入費	243,000	0	243,000	0	0.0

(3 民生費)	(2 児童福祉費)	(1 児童福祉費)	19 負担金補助及び 交 付 金	1,526,027,000	0	1,526,027,000	726,877,784	47.6
			23 償還金利息及び 割 引 料	2,000	流 12,000	14,000	12,900	92.1
		2 児童措置費	13 委 託 料	2,014,552,000	0	2,014,552,000	1,396,989,379	69.3
			19 負担金補助及び 交 付 金	341,461,000	0	341,461,000	194,156,800	56.9
		4 保 育 園 費	1 報 酬	120,104,000	0	120,104,000	80,738,361	67.2
			7 賃 金	38,324,000	0	38,324,000	16,158,522	42.2
			8 報 償 費	3,475,000	0	3,475,000	1,624,620	46.8
			11 需 用 費	94,124,000	流 △ 415,000	93,709,000	55,666,323	59.4
			12 役 務 費	1,979,000	0	1,979,000	1,259,691	63.7
			13 委 託 料	10,916,000	流 △ 1,156,000	9,760,000	2,236,921	22.9
			14 使用料及び賃借料	1,568,000	0	1,568,000	909,603	58.0
			15 工 事 請 負 費	3,672,000	0	3,672,000	0	0.0
			16 原 材 料 費	255,000	0	255,000	84,888	33.3
			18 備 品 購 入 費	0	流 1,571,000	1,571,000	1,045,440	66.5
			19 負担金補助及び 交 付 金	405,000	0	405,000	388,520	95.9

[児童青少年課]

一般会計 歳入

(単位：円)

予 算 科 目				予算現額	調定済額	収入済額	収入率 (%)	
款	項	目	節				対予算	対調定
12 使用料及び手数料	1 使用料	2 民生使用料	1 民生使用料	85,729,000	82,713,234	48,828,234	57.0	59.0
14 都支出金	2 都補助金	2 民生費都金	2 児童福祉費金	3,102,000	0	0	0.0	—
19 諸収入	5 雑入	6 雑入	1 雑入	122,000	122,258	115,808	94.9	94.7

一般会計 歳出

(単位：円)

予 算 科 目				予算額	流 充 用 等 増 減 額	予算現額	執行済額	執行率 (%)
款	項	目	節					
3 民生費	1 社会福祉費	6 青 少 年 費 対 策 費	1 報 酬	1,628,000	0	1,628,000	714,800	43.9
			8 報 償 費	107,000	0	107,000	0	0.0
			11 需 用 費	342,000	0	342,000	230,076	67.3
			12 役 務 費	143,000	0	143,000	88,923	62.2
			13 委 託 料	283,000	0	283,000	30,780	10.9
			14 使用料及び賃借料	380,000	流 22,000	402,000	156,677	39.0
			16 原 材 料 費	138,000	流 △ 22,000	116,000	112,498	97.0
			19 負担金補助及び交付金	3,395,000	0	3,395,000	3,394,700	100.0
			2 児童福祉費	1 児童福祉総務費	12 役 務 費	130,000	0	130,000
	13 委 託 費	6,474,000			0	6,474,000	4,855,068	75.0

(3 民生費)	(2 児童福祉費)	3 児童福祉施設費	1 報酬	2,698,000	0	2,698,000	1,720,578	63.8
			7 賃金	2,549,000	0	2,549,000	1,192,034	46.8
			8 報償費	788,000	0	788,000	487,580	61.9
			9 旅費	35,000	0	35,000	34,566	98.8
			11 需用費	5,689,000	0	5,689,000	3,980,938	70.0
			12 役務費	942,000	0	942,000	775,813	82.4
			13 委託料	29,859,000	0	29,859,000	21,125,578	70.8
			14 使用料及び賃借料	552,000	0	552,000	134,852	24.4
			15 工事請負費	4,428,000	0	4,428,000	4,374,000	98.8
			18 備品購入費	293,000	0	293,000	261,252	89.2
			22 補償補填及び 賠償 償 金	1,000	0	1,000	0	0.0
		5 学童保育所費	1 報酬	42,853,000	0	42,853,000	27,212,626	63.5
			7 賃金	26,508,000	0	26,508,000	11,783,154	44.5
			8 報償費	531,000	0	531,000	10,000	1.9
			11 需用費	29,798,000	流 △ 21,000	29,777,000	16,173,885	54.3
			12 役務費	2,145,000	0	2,145,000	1,527,070	71.2
			13 委託料	115,804,000	0	115,804,000	65,621,844	56.7
			14 使用料及び賃借料	1,829,000	0	1,829,000	1,286,822	70.4
			16 原材料費	29,000	0	29,000	0	0.0
			18 備品購入費	607,000	0	607,000	456,980	75.3

(3 民生費)	(2 児童福祉費)	(5 学童保育所費)	22 補償補填及び 賠償金	1,000	0	1,000	0	0.0
			23 償還金利息及び割 引料	0	流 21,000	21,000	21,000	100.0

(注) 流は流用の額を表す。